平成２３年（フ）第１０８号
滋賀県彦根市平田町970番地４　メゾンブランシュ202号、前住所滋賀県彦根市地蔵町243番地１　205号
債務者　岩﨑　真理
１　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第４９７号
沖縄県那覇市三原１丁目15番30号　ＣＯＣＯＨＯＵＳＥ３－Ｂ
債務者　松川　なな
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５１０号
沖縄県那覇市首里汀良町３丁目111番地１汀良市営住宅２―802号
債務者　汾陽　栄一
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１０３１号
仙台市太白区西中田４丁目９番５号　コーポ鈴木102
債務者　大場　勝夫
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０５９号
仙台市若林区蒲町16番22号　蒲町ハイツ207、従前の住所仙台市宮城野区蒲生字南城道田１番地の10
債務者　大内　道昭
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０９３号
仙台市青葉区北山２丁目６番１―107号
債務者　高橋　裕一
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３０３号
茨城県土浦市若松町31番４号
債務者　宮河　孝典
１　決定年月日時　平成23年12月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２９１号
茨城県坂東市沓掛3942番地１
債務者　木村　孝夫
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３２０号
茨城県筑西市玉戸1336番地10
債務者　山崎　禮子
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３２７号
茨城県桜川市本木1901番地
債務者　谷島　加織
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３３０号
茨城県筑西市玉戸1532番地４
債務者　永島　　剛
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１０９号
群馬県桐生市東２丁目15番11号
債務者　森川　常美
１　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１１７号
群馬県桐生市菱町４丁目2301番地の８
債務者　岩﨑　幸子
１　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１２８号
群馬県桐生市黒保根町下田沢742番地１
債務者　金子　千春
１　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第６０５号
岐阜県瑞穂市本田911番地１　メゾン交告南棟103号
債務者　湯川しのぶ
１　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２８７１号
愛知県清須市西須ケ口154番地　アーサー須ヶ口１Ａ
債務者　酒井　英二
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３５号
滋賀県草津市追分町491番地６　シャンポールＵ208号、前住所滋賀県草津市追分町558番地25
債務者　野﨑　明子
１　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
大津地方裁判所民事部